

別表 [Cisco WebEx Meeting Center 同時参加者数プラン]

1. ネットワークサービスの提供

当社（以下「乙」という）はネットワークサービスの利用者（以下「甲」という）に対し、Ciscoシステムズ合同会社（以下「Cisco社」という）の運営する、第4項記載のネットワークサービス（以下「本ネットワークサービス」という）を提供します。

2. ネットワークサービスの概要

本ネットワークサービスは、以下の体系により、甲が、インターネットを通じた音声・映像会議を利用できるようにするサービスです。

Cisco WebEx Meeting Center 同時参加者数プラン

- └─設定サービス
- └─利用サービス
- └─オプションサービス
 - └─コールイン発信者課金サービス
 - └─コールイン着信者課金サービス
 - └─コールバックサービス
 - └─同時参加者数追加設定サービス
 - └─設定変更サービス
 - └─Collaboration Meeting Roomsサービス
 - └─Collaboration Meeting Rooms設定変更サービス

3. ネットワークサービス提供の前提条件

(1) 甲は、本ネットワークサービスの実施者がCisco社であることを了承するものとします。甲は、本ネットワークサービスの利用にあたり、Cisco社が提示する契約条件（以下「Cisco契約条件」という）につき、Cisco社に対し同意するものとします。なお、Cisco契約条件と本契約との間に相違あるときには、Cisco契約条件が優先して適用されるものとします。なお、Cisco契約条件のうち、契約金額の支払いに関する条項は、適用されず甲は契約金額をCisco社に直接支払う必要はないものとします。

Cisco契約条件

http://www.cisco.com/c/dam/en_us/about/doing_business/legal/docs/universal-cloud-terms.pdf

(2) 甲は、乙が指定する書面（以下「サービス申請書」という）に必要事項を記入し、乙に交付するものとします。なお、サービス申請書に記載された情報は、乙からCisco社に開示されることを、甲は、あらかじめ承諾するものとします。

(3) 甲は、本ネットワークサービスを利用するにあたり、自己の責任と費用負担で、乙が別途指定する環境（パソコン、カメラ、マイク等のハードウェア、ソフトウェアおよびネットワーク等を含みますが、これに限りません）等（以下「甲環境」という）を用意するものとします。なお、この際に必要となるハードウェア、ソフトウェアおよび乙のネットワークサービス用電気通信設備と接続するネットワーク等の費用は、甲が負担するものとします。

4. ネットワークサービスの内容

本ネットワークサービスは、Cisco社によるビジネスメッセージ、ビデオ会議などのコラボレーション機能を通信回線経由でクラウド環境（以下「Cisco WebExクラウド」という）にて提供するサービスです。乙は、甲が本ネットワークサービスを継続的に利用できるようにします。各サービスの詳細は、以下によるほか、Cisco契約条件その他の乙およびCisco社が提示する書面によるものとします。

(1) 設定サービス

乙は甲に対し、設定サービスとして以下のサービスを提供します。

a. サービス機能設定

乙は、甲が利用サービスを利用できるよう、乙のネットワークサービス用電気通信設備に乙所定の設定を行います。

b. 甲管理者IDおよびパスワードの発行

乙は、甲において本ネットワークサービスの管理を行う者（以下「甲管理者」という）のID（以下「甲管理者ID」という）およびパスワードを、甲に通知します。

(2) 利用サービス

乙は甲に対し、甲が以下の機能を継続的に利用できる環境を提供します。なお、本ネットワークサービスの契約金額は、甲が別途指定する、本ネットワークサービスにより可能になるインターネットを通じた会議に同時に参加可能な甲の従業員等の上限（以下「同時参加者数」という）に応じて発生するものとします。

a. 管理機能

甲管理者は、インターネットブラウザソフトウェアを通じて、以下の機能を利用することができます。

ア. 利用者登録機能

甲の従業員等に対して、インターネットを通じた会議を開催するためのID（以下「会議主催者ID」という）を付与する機能（なお、会議主催者IDを付与された甲の従業員等を以下「会議主催者ID保有者」といいます）。甲管理者が付与できる会議主催者IDの上限は999、999とします。

イ. 利用者削除機能

会議主催者IDを削除する機能

b. 甲サービス利用者向け機能

会議主催者ID保有者が開催するインターネットを通じた会議に参加する甲の従業員等（以下「甲サービス利用者」という）は、インターネットを通じて会議に参加することにより、以下の機能を利用することができます。なお、甲が別途指定する同時参加者数を超える甲サービス利用者が同時に会議に参加するときには、利用サービスの契約金額とは別に同時参加者数を超えた分の甲サービス利用者毎に接続時間に応じて超過参加者接続料金を加算して収受するものとします。

ア. コミュニケーション機能

・VoIP通話機能

甲サービス利用者が、会議主催者ID保有者が主催した会議において、パソコンに接続されたマイクを通じてインターネット上の会議において音声を伝送する機能。

・ビデオ通話機能

甲サービス利用者の映像を表示し、音声により会話できる機能

・テキストチャット機能

甲サービス利用者が、甲サービス利用者が本ネットワークサービスを利用するために使用するパソコン等のデバイス（以下「甲クライアント」という）の画面上で文字情報をリアルタイムに伝達できる機能

イ. コラボレーションアシスト機能

・ホワイトボード機能

甲サービス利用者が甲クライアントの画面上で資料を共有・閲覧・加筆できる機能

・ファイル転送機能

甲サービス利用者が他の甲サービス利用者にファイルを暗号化して転送する機能

・投票機能

甲サービス利用者に対して投票またはアンケートを実施できる機能

・デスクトップ共有機能

特定の甲サービス利用者が使用する甲クライアントの画面および操作手順等を、他の甲サービス利用者の甲クライアントの画面に表示する機能

・アプリケーション共有機能

特定の甲サービス利用者が使用する甲クライアント上で動作しているアプリケーション画面および操作手順等を、他の甲サービス利用者の甲クライアントの画面に表示する機能

・リモートコントロール機能

特定の甲サービス利用者が他の甲サービス利用者が使用する甲クライアントの画面を操作できる機能

・録画機能

映像、音声、テキストチャットおよび共有資料を録画ファイルとして甲クライアントに保存し、再生できる機能

c. 会議主催者ID保有者向け機能

会議主催者ID保有者は、以下の機能を利用することができます。

ア. 会議予約機能

日時、参加者を予約することによって、予約された日時において会議を行うことができる機能

イ. 招待状発行機能

E-mailで会議の招待状を送付する機能

ウ. インスタントミーティング機能

あらかじめ予約しなくとも随時会議を開催できる機能

エ. ネットワーク録画機能

ネットワークサービス用電気通信設備にて、会議主催者ID保有者が、主催した会議の映像、音声、テキストチャットおよび共有資料を録画し、録画したファイルを保存する機能。10GBまでの保存が可能。

(3) コールイン発信者課金サービス

乙は甲に対し、甲サービス利用者が公衆回線から、乙が別途提示するコールイン発信者課金料金表に記載の国・地域に設置されたアクセスポイントに発呼することにより、音声により会議に接続できるサービスを提供します。料金月毎に会議主催者ID保有者が主催した会議における全甲サービス利用者の接続時間に応じて利用料を加算して収受します。なお、当該アクセスポイントへの発呼・通話に要する費用は、甲サービス利用者の負担とします。

(4) コールイン着信者課金サービス

乙は甲に対し、甲サービス利用者が公衆回線から、乙が別途提示するコールイン着信者課金料金表に記載の国・地域に設置されたアクセスポイントに発呼することにより、音声により会議に接続できるサービスを提供します。料金月毎に会議主催者ID保有者が主催した会議における全甲サービス利用者の接続時間に応じて利用料を加算して収受します。なお、当該アクセスポイントへの発呼・通話に要する費用は、乙の負担とします。ただし、アクセスポイントが設置された国・地域以外の国・地域から当該アクセスポイントに対して甲サービス利用者が発呼した場合においては、当該アクセスポイントへの発呼・通話に要する費用は、甲サービス利用者の負担とします。

(5) コールバックサービス

乙は甲に対し、乙が別途提示するコールバック料金表に記載の国・地域の甲サービス利用者が電話番号を指定し、ネットワークサービス用電気通信設備に送信することにより、アクセスポイントから着信・接続され、音声により会議に接続できるサービスを提供します。料金月毎に会議主催者ID保有者が主催した会議における全甲サービス利用者の接続時間に応じて利用料を加算して収受します。なお、当該アクセスポイントから甲サービス利用者への発呼・通話に要する費用は、乙の負担とします。

(6) 同時参加者数追加設定サービス

乙は甲が利用できる同時参加者数を甲が指定する数量追加します。

(7) 設定変更サービス

乙は、甲サービス利用者が利用サービスを利用できる環境において、所定の変更が必要となった場合には、当該変更作業を実施します。

(8) Collaboration Meeting Rooms サービス

乙は甲に対し、乙が別途指定するCollaboration Meeting Rooms サービス用環境（ビデオ会議端末等のハードウェア、ソフトウェアおよびネットワーク等を含みますが、これに限りません）により接続された、ビデオ会議端末と、第4項、(2)利用サービスにより接続された利用者端末とが相互に映像会議を利用できる環境を提供します。本サービスを利用するために、必要となるハードウェア、ソフトウェアおよび乙のネットワークサービス用電気通信設備と接続するネットワーク等の費用は、甲が負担するものとします。

本サービスは、ビデオ会議端末に対し以下の甲サービス利用者向け機能が利用できます。

ア. コミュニケーション機能

会議主催者ID保有者が主催した会議において、インターネットを通じて開催する1つの音声・映像会議に対し、甲サービス利用者とは別に、ビデオ会議端末が参加できる機能を提供します。ビデオ会議端末の参加者は、甲サービス利用者の同時参加者数とは別に、25台まで参加できます。

イ. コラボレーションアシスト機能

甲サービス利用者が、主催者IDを保有し、主催した会議において、甲クライアントが画面上で資料共有を実施する機能（デスクトップ共有機能、アプリケーション共有機能）が実施された場合には、映像会議機能に対し、資料共有画面が表示されます。尚、ビデオ会議端末が資料共有をした場合にも同様に資料共有画面が表示されます。

(9) Collaboration Meeting Rooms 設定変更サービス

乙は、甲サービス利用者がCollaboration Meeting Rooms サービスの提供が必要となった場合には、Collaboration Meeting Rooms サービスを利用できる環境を提供します。

5. ネットワークサービスの提供時間帯

本ネットワークサービスにおける利用サービスの提供時間帯は、24時間365日とします。ただし、利用規約に基づき、乙は利用サービスの提供を中断することができるものとします。

6. ネットワークサービス障害受付時間帯

本ネットワークサービスにおける利用サービスの障害受付時間帯は、24時間365日とします。

7. ネットワークサービス障害対応時間帯

本ネットワークサービスにおける利用サービスの障害対応時間帯は、24時間365日とします。

8. その他特に定める事項

(1) 本ネットワークサービスの利用に関する特則

a. 乙ならびにCisco社およびそのサプライヤは、結果的、懲罰的、偶発的、間接的損害に対していかなる責任も負うものではありません。

b. 乙ならびにCisco社およびそのサプライヤは、本ネットワークサービスについて、明示的または暗黙的を問わず、何らの保証をするものではありません。

c. 甲が本ネットワークサービスの利用により第三者に損害を与えた場合、甲は自己の責任でこれを解決し、乙およびCisco社はいかなる責任も負わないものとします。

d. 甲は、甲が本ネットワークサービスにおいて伝送する内容（以下「コンテンツ」といい、視覚表現、文字、音声による情報を含み、さらにそれ以外の内容も含みます）に対する責任を負うものとします。乙およびCisco社は、甲が本ネットワークサービスまたは乙のネットワークサービス用電気通信設備を利用した結果発生する損失や損害については、甲に対しても甲以外の第三者に対しても一切責任を負わないものとします。甲は、本ネットワークサービスの利用にあたり、乙およびCisco社が本ネットワークサービスを提供するために必要な範囲で、乙およびCisco社にコンテンツを使用、複製、加工、表示、公衆送信等する全世界的、対価不要、再許諾可能、永続的、取消不能のライセンスを与えるものとします。甲が本ネットワークサービスに不満がある場合における救済は、本ネットワークサービスの使用を終了することに限られます。乙およびCisco社は、甲および本ネットワークサービスの利用者が本ネットワークサービスを通じて伝送したコンテンツ等の内容およびその正確性について何ら

保証をするものではありません。甲は、本ネットワークサービスの不正使用に気付いたときには、乙またはCisco社の窓口はその旨を通知するものとします。

- e. 甲は、利用規約に基づき乙が甲に対して行うことのある措置（トラブル処理等におけるコンテンツの削除または不表示、会議主催者IDの削除等を含む）を、Cisco社が直接甲に対して行うことがあることを了解するものとします。
- f. Cisco社のマーク（商号、商標、サービスマーク、ロゴ、およびドメイン名を含みます）およびCisco社のサプライヤのマークについては、マークの所有者が、サービスに関連するすべてのマークやサービスとともに表示されるすべてのマークに関するすべての財産権を保有するものとします。甲は、フレーミングを行うことや、フレーミング技術を使用等することにより、Cisco社のマークやその他のCisco社の専有情報（画像、テキスト、ページレイアウト、フォームを含む）を組み込まないものとします。
- g. 甲は、本ネットワークサービスおよび本ネットワークサービスのAPIについて改造、解析および逆コンパイルを行わないものとします。
- h. 甲は、本ネットワークサービスの再販売、ライセンス配布等、本ネットワークサービスから収益を発生させるいかなる行為も行わないものとします。
- i. 甲は本ネットワークサービスの利用について適用されるあらゆる法令を遵守するものとします。
- j. 乙は、甲による本ネットワークサービスの利用に中断がないことやエラーが発生しないことを保証するものではありません。

(2) サービス実施期間に関する特別

- a. 利用規約の定めにかかわらず、本ネットワークサービスの実施期間満了の40日前までに甲乙いずれからも別段の意思表示のないときは、引き続き同一条件をもって、実施期間はさらに3ヶ月間自動的に継続延長されるものとし、以後も同様とします。
- b. 利用規約の定めにかかわらず、甲は、基本実施期間満了後に本ネットワークサービスの全部または一部を中途解約する場合であっても、利用規約の定めに応じて中途解約料金の支払を要するものとします。ただし、甲が利用サービスにおける同時参加者数を追加することにもない契約金額が変更になる場合のみ当該変更後の同時参加者数および契約金額による契約の締結を条件に、中途解約料金の支払を要せずにサービス実施期間中の解約をすることができるものとします。

(3) 甲の協力義務

- a. 甲は、本ネットワークサービスの実施期間中、Cisco契約条件を遵守するものとします。
- b. 甲は、本ネットワークサービスの実施期間中、甲環境を所定の状態に設定・維持するとともに、所定の使用方法に従って使用するものとします。
- c. 本ネットワークサービスを利用するために必要となる通信回線等の費用は、甲の負担とします。

9. 料金月

本ネットワークサービスにおける料金月は、当月1日から当月末日までとします。

10. 商品一覧表

本ネットワークサービスにおける品目は、以下のとおりとします。

品名	型名	備考	支払種別	単位
Meeting Center 同時参加者数プラン 設定サービス	NS27040S		従量料金制（一括払）	式
Meeting Center 同時参加者数プラン 利用料（同時参加者数10-20）	NS27040G		従量料金制（従量払）	式
Meeting Center 同時参加者数プラン 利用料（同時参加者数21-30）	NS27041G		従量料金制（従量払）	式
Meeting Center 同時参加者数プラン 利用料（同時参加者数31-50）	NS27042G		従量料金制（従量払）	式
Meeting Center 同時参加者数プラン 利用料（同時参加者数51-70）	NS27043G		従量料金制（従量払）	式
Meeting Center 同時参加者数プラン 利用料（同時参加者数71-100）	NS27044G		従量料金制（従量払）	式
Meeting Center 同時参加者数プラン 超過参加者接続料	NS27051G	同時参加者数を超過した参加者1人単位に接続時間15分毎	従量料金制（従量払）	式
Meeting Center 同時参加者数プラン コールイン発信者課金 利用料	NS27052G	接続1分毎	従量料金制（従量払）	式
Meeting Center 同時参加者数プラン コールイン着信者課金 利用料	NS27053G	接続1分毎	従量料金制（従量払）	式
Meeting Center 同時参加者数プラン コールバック 利用料	NS27054G	接続1分毎	従量料金制（従量払）	式
Meeting Center 同時参加者数プラン 同時参加者数追加設定サービス	NS27056S		従量料金制（一括払）	式
Meeting Center 同時参加者数プラン 設定変更サービス	NS27057S		従量料金制（一括払）	式
Meeting Center 同時参加者数プラン Collaboration Meeting Rooms サービス	NS27058G		従量料金制（従量払）	ID
Meeting Center 同時参加者数プラン Collaboration Meeting Rooms 設定変更サービス	NS27058S		従量料金制（一括払）	式

(2011年8月23日) 本別表を適用します。

(2015年9月7日) 第4項 サービス内容に、Collaboration Meeting Rooms設定/利用サービスを追加します。

(2019年7月10日) 第3項 ネットワークサービス提供の前提条件を変更、Cisco社の提供条件を追加します。

第4項 ネットワークサービスの内容を変更、b. ア. VOIP通話機能、c. エ. ネットワーク録画機能の保存容量の記載を変更します。

第8項 (3) に甲の協力義務を追加します。

第10項の品名を一部削除します。

[凡例]

本別表では、以下の略称を用いています。

略 称	名 称
API	Application Program Interface
GB	Gigabyte
ID	Identification
VoIP	Voice over Internet Protocol

以 上

別表No. N02D2